

# 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の違いをご存知ですか？

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
制度の概要	子どもを養育している人に手当を支給することで、家庭における生活の安定と児童の健全な成長に役立てることを目的とした制度です。	ひとり親家庭(離婚などで父または母と生計を同じでない子どもを養育している家庭など)の生活の安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図ることを目的とした制度です。	精神または身体に障がいがある状態で、20歳未満の子どもについて、子どもの福祉の増進を図ることを目的とした制度です。
手当を受けられる人	日本国内に住所がある人で中学校修了までの子どもを監護、養育している人。	次のいずれかに該当する子ども(18歳到達後の最初の3月31日までの間にある子ども。特別児童扶養手当を受給している場合は、20歳未満の子ども。)を監護している父(母)、または父母に代わって児童を養育している人。 ①父母が婚姻(事実婚)を解消した子ども ②父(母)が死亡した子ども ③父(母)が施行令に定める程度の障がいの状態(年金の障害等級1級程度)にある子ども ④父(母)の生死が明らかでない子ども(遭難など) ⑤父(母)から一年以上遺棄されている子ども ⑥父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども ⑦父(母)が法令により引き続き一年以上拘禁されている子ども ⑧母が婚姻によらないで懐胎した子ども	法で定める程度以上の障がいがある20歳未満の子どもを監護している父(母)、または父母に代わってその子どもを養育している人。 ただし、対象の子どもが児童福祉施設などに入所しているときは受給できません。
月額	●3歳未満(一律)15,000円 ●3歳以上小学校修了前(第1・2子)10,000円(第3子以降)15,000円 ●中学生(一律)10,000円 ※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)の子どものうち年長者から数えて3番目以降をいいます。  ●定められた額以上の所得があるとき(一律)5,000円	《平成29年4月分～》 ●全部支給 42,290円 ●一部支給 9,980円～42,280円 第2子加算額 5,000円～9,990円 第3子以降加算額 3,000円～5,990円 ※平成26年12月から児童扶養手当と公的年金給付などとの併給が可能になりました。公的年金を申請し、「公的年金給付等の額」が「児童扶養手当の額」を下回る場合は、その差額分を受給することができます。  ※定められた額以上の所得があるときは手当が支給されません。(請求者本人・配偶者・扶養義務者それぞれに所得制限限度額があります。)	《平成29年4月分～》 ●1級 51,450円 ●2級 34,270円
支給日	2月・6月・10月の10日 支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の営業日に支給されます。	4月・8月・12月の11日	4月・8月・11月の11日
現況届	6月 毎年決まった月に「現況届」の提出が必要です。「現況届」は手当を引き続き受ける要件に該当するかを確認するためのものです。提出がない場合は、以降の手当が受けられなくなりますので必ず提出してください。現況届の提出が必要な人には、それぞれの手当の現況届時期に役場からお知らせをします。	8月	8月

問い合わせ先 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線271)

# 年に一度は健康診査を受けましょう！

福岡県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防などを目的とした健康診査を実施しています。

## 平成29年度の受診期限は3月31日(土)です

まだ受診されていない人は、お早めにご予約の上、受診してください。実施医療機関がわからない場合は、お気軽にお問い合わせください。

※生活習慣病(糖尿病や高血圧症など)で治療中の人は受診の対象となりません。

### ▶受診のときに必要なもの

- 被保険者証(保険証)
- 福岡県後期高齢者医療広域連合から郵送された受診票
- 自己負担金 500円

※受診票を紛失した場合は再発行をしますので、お問い合わせください。

### ▶問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター ☎ 651-3111



# セルフメディケーション税制<sup>(注)</sup>に関する健診の証明

セルフメディケーション税制に関する、一定の取り組みの一つである後期高齢者健康診査の受診証明を必要とする場合は、郵送による請求が必要です。「健康診査を受診した証明依頼のための申請書」を福岡県後期高齢者医療広域連合宛てに郵送してください。

※健康診査を受診した証明依頼のための申請書は、住民課窓口にあります。

また、広域連合ホームページからもダウンロードできます。

- 広域連合ホームページ <http://www.fukuoka-kouki.jp>

(注)自発的な健康管理・予防・医療費の適正化を目的に、医療用医薬品から厚生労働省が定めた成分を含む市販の医薬品への代替を進めるもの。



### ▶後期高齢者健康診査の受診証明の請求ができる人

平成29年1月から12月までの間に、福岡県後期高齢者健康診査を受診し、次の4項目すべてに該当する人

- ①平成29年中の所得について確定申告を予定している(課税所得がない場合は不要)。
- ②平成29年中に1万2千円以上の対象医薬品を購入した領収書を持っている。
- ③従来の医療費控除の適用を受ける予定がない。
- ④他の証明書類(インフルエンザ予防接種やがん検診領収書など)を持っていない。

### ▶郵送先

〒812-0044 福岡市博多区千代4-1-27 福岡県自治会館5階  
福岡県後期高齢者医療広域連合 健康企画課 健康企画係

※確定申告については、税務署または役場 税務課にお問い合わせください。

### ▶問い合わせ先

住民課 後期高齢者保健係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線116)

